

印西市都市計画法に基づく開発許可等申請手数料一覧表

(平成25年4月1日摘要)

▼法第29条(開発行為許可申請)

開発区域の面積	自己の居住用	自己の業務用	その他
1,000㎡未満	8,600円	13,000円	86,000円
1,000㎡以上 3,000㎡未満	22,000円	30,000円	130,000円
3,000㎡以上 6,000㎡未満	43,000円	65,000円	190,000円
6,000㎡以上 10,000㎡未満	86,000円	120,000円	260,000円
10,000㎡以上 30,000㎡未満	130,000円	200,000円	390,000円
30,000㎡以上 60,000㎡未満	170,000円	270,000円	510,000円
60,000㎡以上 100,000㎡未満	220,000円	340,000円	660,000円
100,000㎡以上	300,000円	480,000円	870,000円

▼法第35条の2(開発行為変更許可申請)

変更許可申請1件につき、①～③に掲げる金額を合算した金額。 (ただし、その金額が870,000円を超えるときは、その手数料の金額は870,000円とする。)	
① 設計の変更	開発区域の面積に応じ、新規許可申請手数料の10分の1に相当する金額(②に規定する変更を伴う場合にあっては変更前、縮小を伴う場合にあっては縮小後の面積とする)
② 新たな土地の編入	新たに編入される開発区域の面積に応じ、新規許可手数料と同一の金額
③ その他	10,000円

▼法第41条(市街化調整区域内における建築物の特例許可申請)

1件につき	46,000円
-------	---------

▼法第42条(予定建築物以外の建築許可申請)

1件につき	26,000円
-------	---------

▼法第43条(市街化調整区域内の建築許可申請)

建築敷地の面積が	1,000㎡未満	6,900円
"	1,000㎡以上 3,000㎡未満	18,000円
"	3,000㎡以上 6,000㎡未満	39,000円
"	6,000㎡以上 10,000㎡未満	69,000円
"	10,000㎡以上	97,000円

▼法第45条(地位の承継の承認申請)

自己の居住用 又は 自己の業務用で10,000㎡未満	1,700円
自己の業務用で10,000㎡以上	2,700円
その他のもの	17,000円

▼開発登録簿の写しの交付

用紙1枚につき	470円
---------	------